

2024 年度版

ハラスメント対策に関する手引き
(学生用)

青森公立大学

目 次

1	ハラスメントに関するQ & A	1～3
2	相談を申し出る際の手順	4
3	青森公立大学ハラスメント対応のフロー図	5
4	公立大学法人青森公立大学ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン	6～8
5	防止対策委員会、ハラスメント相談員及び連絡先	9

※公立大学法人青森公立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程は、本学公式ホームページ（こちらのQRコード）から確認できます。



ハラスメントに関するQ & A

Q 1 ハラスメントって何ですか？

A 1 ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動を行い、教員と学生、先輩と後輩、男性と女性といった関係等で、一方がその地位・立場・力関係を利用して、精神的な面を含めて相手に不利益や損害を与えたり、環境を悪化させたりすることです。性的に不適切な言動を行うセクシャルハラスメント、教育・研究の場における権力を利用したいやがらせを行うアカデミックハラスメント、職場における職務権限を利用したいやがらせを行うパワーハラスメントなどがあります。

Q 2 セクシャルハラスメントって具体的にどんな行為なのですか？

A 2 性的な内容の発言・性的な行動をいいます。
男性も女性も、行為者にも被害者にもなり得ます。
また、異性に対するものだけでなく、同性に対する性的な言動もセクシュアルハラスメントになります。
○性的な内容の発言の例
性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（うわさ）を流すこと、性的な冗談やかからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど
○性的な行動の例
性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為、強姦など

Q 3 アカデミックハラスメントって具体的にどんな行為なのですか？

A 3 教育・研究の場での権力を利用した差別、いやがらせをいいます。
指導教員が私的な用事をいいつけ、学生が断るともう面倒は見ないと無視する。特定の学生に対し、必要がない作業を命ずる。言うことを聞かないと単位をやらない（学位を出さない、就職を世話しない）と発言する。教育・研究と関係なく時間を拘束される（教員より先に帰れない）。先輩が大会に出場させると言って後輩に無理なことを要求する。

Q 4 パワーハラスメントって何ですか？

A 4 職場での権限を笠にきた理不尽ないじめ、いやがらせをいいます。
職場において行われる
①優越的な関係を背景とした言動であって、

- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

Q 5 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントって何ですか？

- A 5 職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業・介護休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されることをいいます。これらは、マタニティハラスメント（マタハラ）、パタニティハラスメント（パタハラ）、ケアハラスメント（ケアハラ）と言われることもあります。

Q 6 ハラスメントを気にし始めると女性（男性）とコミュニケーションをとりにくくなるのでは？

- A 6 そう感じる人は逆にこれまでのコミュニケーションのあり方を反省する必要があります。この程度なら勝手に思い込んで冗談を言ったり、行動したりしていたのではないか。また、親密な人間関係が出来ていると勝手に思い込み、相手の人格を尊重する姿勢に欠ける部分があったのではないか。など、注意が必要です。ハラスメントに気をつけるということは、自分自身の勝手な思い込みで相手を不快にしないという、人間関係上の最低限のマナーなのです。

Q 7 ハラスメントを受けた場合、どのような行動をとればいいのでしょうか？

- A 7 被害にあっても、あなたが悪いではありません。つつい自分を責めてしまいがちですがその必要はありません。一人で悩まないで、信頼できる周囲の人に助けをもらうことや、相談機関に相談することを考えましょう。「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」など、なるべく記録を残しておきましょう。

Q 8 周りでハラスメントを見かけた場合、どのような行動をとればいいのでしょうか？

- A 8 職務・研究・勉学・課外活動といった諸活動において弱い立場の人が存在し得るキャンパスでは、ハラスメントが起こり得る問題であることを認識し、当事者間の個人的な問題として片付けてしまわないようにしましょう。周囲の人の意識と態度が防止するための重要な要素であることを自覚し、不幸にも被害にあっている人がいたら、勇気を出して行為者に注意したり、相談員のところへ同行してあげましょう。

Q 9 ハラスメントの相談に対して、どのような対応が行われるのですか？

A 9 ハラスメントの態様はさまざまなので、個々の事例に即して柔軟に対応することが基本となります。具体的には次のような対応が想定できます。

(1) ハラスメントを受けた人からの相談

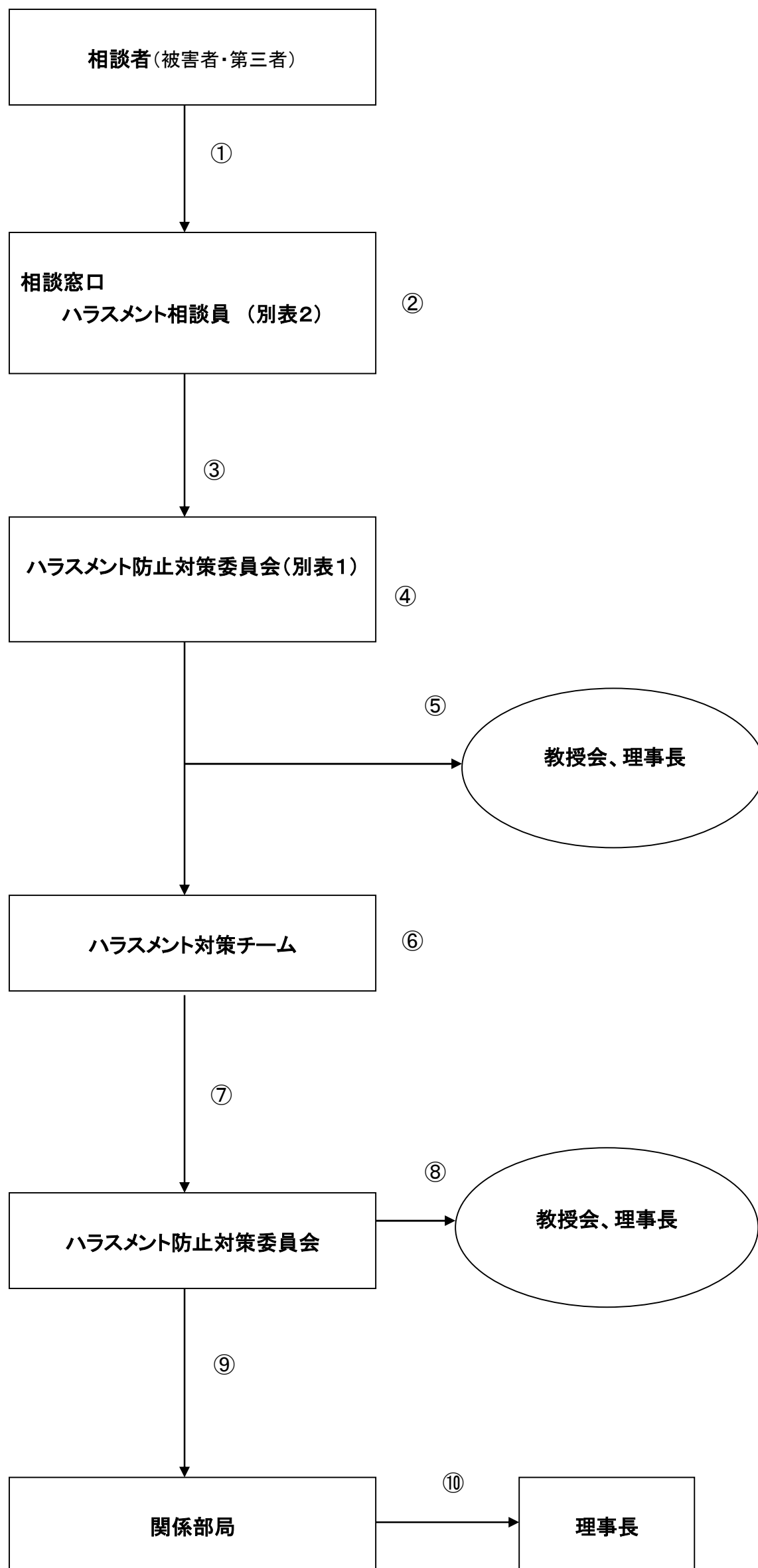
相談者の気持ちを受け止め、相談者が気持ちを整理できるようにサポートすることを基本とした上で、事実関係を確認し、防止対策委員会に報告し対策を行っていきます。

(2) ハラスメントを不快に感じる第三者からの相談

公然と行われているハラスメントを不快に思う相談者は、ある一面で当事者でもあるので、事実関係等を聞いた後、相談対応を開始します。被害を受けている人に代わっての相談に対しては、相談者から事実関係等を聞いた後、被害者本人の気持ちを受け止め、気持ちを整理できるようにサポートすることを基本とした上で、相談対応を進めます。

なお、加害者とされる者からの報復、不適切な上司の対応なども速やかに申し出ることによって、二次被害の防止を含めた対策が図られていきます。

◆ 青森公立大学ハラスメント対応のフロー図



① 教務・学生チームの相談箱への投函や手紙、電話、ファックス、又は電子メールにより、相談員へ連絡を取ります。

② 相談員は、相談者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう、また、相談者の意思をできる限り尊重し、かつ、相談者の同意を得て、複数の相談者が相談をお受けします。

③ 相談員は、行った相談に関する相談処理書を作成し、防止対策委員会へ提出します。

④ 防止対策委員会は、精査の要否を判断し、必要に応じ対策チームを設置します。

⑤ 防止対策委員会は、対策チームを設置した場合には、直ちにその旨を教授会及び理事長に連絡をします。

⑥ 対策チームは、当該事案に関する事実精査を行い、事実関係を明らかにします。また、必要に応じて当事者間の斡旋、調停等を行います。

⑦ 対策チームは、防止対策委員会に対し、確認された事実関係や事実認定に関する意見を報告するとともに、被害の救済及び環境改善のためにとるべき措置を勧告します。

⑧ 防止対策委員会は、被害の救済及び改善等のためにとるべき措置に係る対応策をまとめたときは、教授会及び理事長にその概要を報告します。

⑨ 防止対策委員会は、被害の救済及び改善等のためにとるべき措置に係る対応策をまとめたときは、関係部局に対し、必要な勧告をします。

⑩ 勧告を受けた部局長は、再発防止のための改善措置を講じ、理事長に報告します。

【相談を申し出る際の手順】

ハラスメントの被害を受けていると思う人は、相談員に対して相談あるいは苦情を申し出ることができます。この申し出は、ハラスメントの直接の被害者だけでなく、他の学生や教職員、関係者等に対するハラスメントを不快に思う人によっても行うことができます。

ハラスメントについて、相談員に相談あるいは苦情の申し出をする場合は、次のような手順で行ってください。

- 1 教務・学生チームの相談箱への投函や手紙、電話、ファックス又は電子メールにより相談員に連絡をとります。

連絡先

① 教務・学生チーム（相談箱）

② ハラスメント相談員

※所属に関係なく、あなたが相談しやすい人に相談してください。

- 2 相談員と相談日時及び相談場所の調整をとり、相談をします。

- 3 その後は、ハラスメント対応フローに従い、処理をします。

ex) 電話による場合

相談者 「相談員の〇〇さんですか。私は、〇年の××××とありますが、セクハラの関係で相談したいのですが。」

相談員 「わかりました。それでは、事情等お聞きしたいので△△時に□□室でお会いできますか。よろしければ相談員の●●も同席させたいのですが。」
□□室で事情をお聞きし、「ハラスメント対応フロー」に従い、処理をします。

ex) 相談箱への投函による場合

相談者 教務・学生チームの相談箱等へ相談員にあてた手紙を入れる。

手紙の内容

「セクハラ相談員の〇〇様

私、〇年の××××ですが、セクハラの関係で相談したいのです。直接会ってお話ししたいと思いますので、都合のよろしい日をお知らせください。よろしくお願い致します。」

相談員 相談者に対して、事情をお聞きする日程を連絡する。

その後は、「ハラスメント対応フロー」に従い、処理をします。

ex) メールによる場合

相談者 相談員あてにメール（相談箱への投函による場合と同じ）を送る。

相談員 相談者に対して、事情をお聞きする日程を返信する。

その後は、「ハラスメント対応フロー」に従い、処理をします。

公立大学法人青森公立大学ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン

第1 目的

青森公立大学（以下「本学」という。）は、学生、教職員及びその他すべての本学構成員に対し、修学、就労、教育又は研究に関わる基本的人権を守る責務を負っており、この人権を著しく損なう各種のハラスメントを決して容認することはできない。本学は可能な限りハラスメントの防止と対策について、その責務を果たさなければならず、同時に本学を構成するすべての人々に、この問題を理解させ、ハラスメントを行わない、行わせない努力が求められる。こうした目的の実現のためにこのガイドラインを定める。

第2 ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の意に反する言動によって、相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為である。本学では、修学上、就労上、教育上及び研究上あるいは学生生活における関係を利用してなされるいやがらせやいじめ行為をハラスメントと定義する。

第3 ガイドラインの対象

- (1) ガイドラインは、本学の学生（学部生、大学院生、学部・大学院の研究生、科目等履修生、聴講生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者）、教職員（本学の全教職員（非常勤講師及び臨時職員等を含む。）及び客員研究員のほか、委託及び派遣契約等により本学において就労する者）及び関係者（学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者）のすべてを対象とする。
- (2) ガイドラインは、本学のキャンパスの内外、授業、研究、課外活動及び勤務等の時間の内外を問わず、本学の学生、教職員等の間におけるハラスメントのすべてを対象とする。

第4 防止のための施策と体制

本学は、ハラスメントの発生を防止するために、次のような措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントの防止に関する全学的機関として、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置する。
- (2) ハラスメント防止のための広報・啓発活動並びに研修の企画及び実施を行う。
- (3) ハラスメントが発生しないような環境を整備する。
- (4) その他ハラスメント防止のために必要な事項を行う。

第5 相談体制と被害の救済申立てへの対応

- (1) 本学は、ハラスメントに関して相談を希望する学生、教職員及び関係者（以下「相談者」という。）が安心して相談をし、被害を訴えることができるように、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

- (2) 本学は、被害の救済の申立てに対応するため、必要に応じて防止対策委員会の下に対策チームを設置する。
- (3) 相談員及び被害の救済の申立てについては、「別紙 青森公立大学ハラスメント対応のフロー図」により、全学的な体制をもって対応する。

第6 委員会等

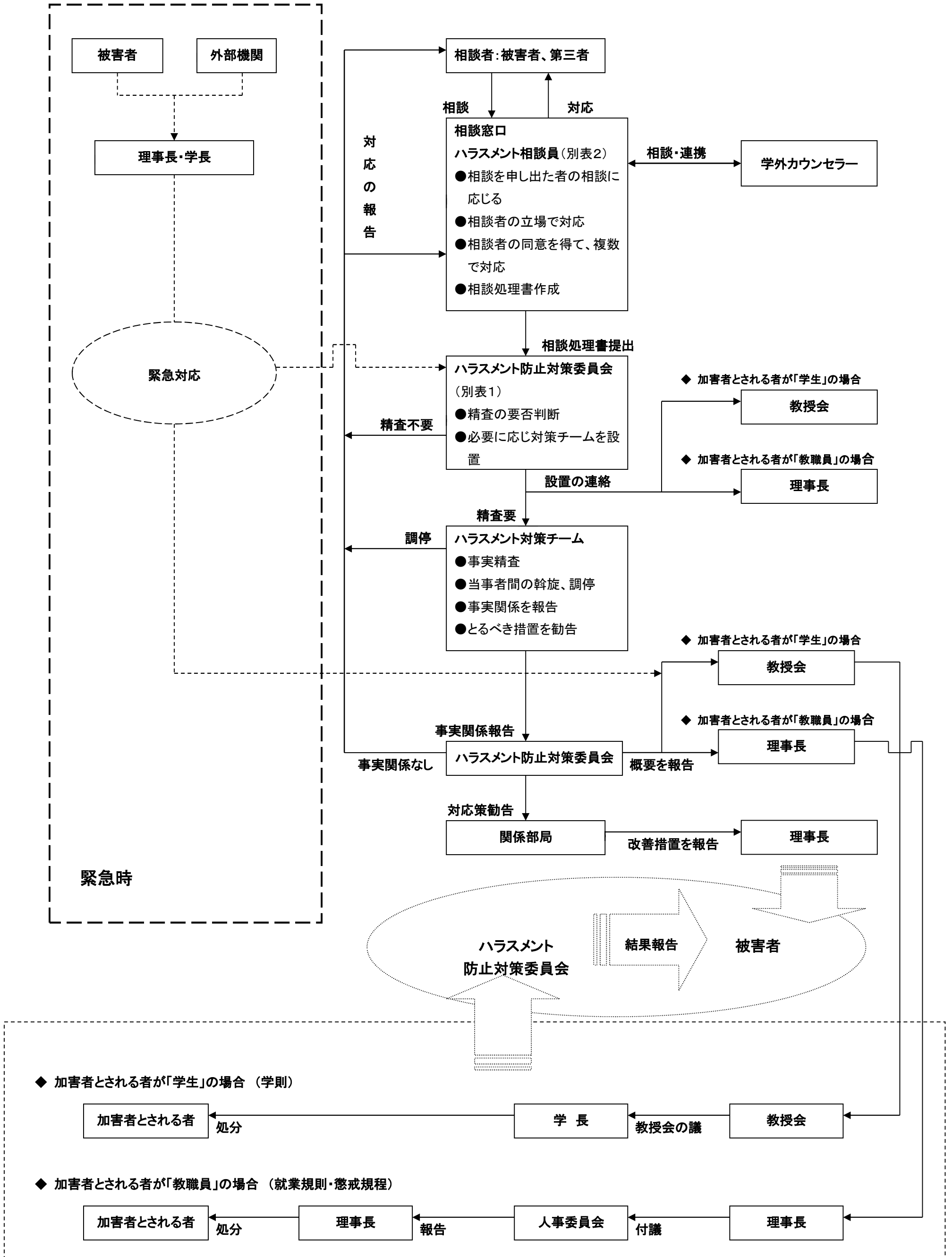
防止対策委員会、相談員並びに対策チームに関し必要な事項は、別に定める。

第7 ガイドライン等の見直し

防止対策委員会は、このガイドライン等の年度ごとの運用状況を勘案し、必要があれば見直しを行うものとする。

附則 本ガイドラインは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 青森公立大学ハラスメント対応のフロー図



別表1) 青森公立大学 ハラスメント防止対策委員会

学長	[委員長]	足達 健夫	准教授
学部長		下村 育世	准教授
研究科長		七宮 圭	准教授
事務局長		長谷川 美千留	准教授
青山 直人	教授	鹿内副参事兼地域連携センター事務長	
小林 哲也	教授	寺山 由佳	主事
三浦 英樹	教授		

別表2) 青森公立大学 ハラスメント相談員

小林 直樹	教授	成田 芙美	講師	村木 侑香	主事
長岡 朋人	教授	安田 公治	講師	大久保 寛樹	主幹
橋本 悟	教授	三浦 明浩	主査	久保 規子	メンタルヘルス相談員
池田 享誉	准教授	小山 拓哉	主事	福澤 晶子	看護師
		千代谷 睦美	主事		

ハラスメント相談員連絡先

研究室・所属等	氏名	内線(電話)	E-mail
612号室・教授	小林 直樹	417	knaoki@b.nebuta.ac.jp
1202号室・教授	長岡 朋人	410	nagaoka@b.nebuta.ac.jp
526号室・教授	橋本 悟	438	s-hashii@b.nebuta.ac.jp
514号室・准教授	池田 享誉	447	ikedai@b.nebuta.ac.jp
609号室・講師	成田 芙美	414	naritaf@b.nebuta.ac.jp
1204号室・講師	安田 公治	827	yasuda@b.nebuta.ac.jp
入試・就職チーム・主査	三浦 明浩	274	miura@b.nebuta.ac.jp
教務・学生チーム・主事	小山 拓哉	372	koyama@b.nebuta.ac.jp
教務・学生チーム・主事	千代谷 睦美	271	chiyoya@b.nebuta.ac.jp
総務企画チーム・主事	村木 侑香	208	yukaym@b.nebuta.ac.jp
国際芸術センター青森・主幹	大久保 寛樹	(017) 764-5200	hiroki@b.nebuta.ac.jp
611号室・ メンタルヘルス相談員 ※	久保 規子	416	boku38@b.nebuta.ac.jp
保健室・看護師	福澤 晶子	307	fukusawa-s4255@b.nebuta.ac.jp